


石狩市(北海道)

(2005年12月14日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年10月1日	合併の方式：新設・ 編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ 無		
人口 ⁽¹⁾ ：59,734人(高齢化率 ⁽²⁾ 16.2%)	面積 ⁽³⁾ ：721.86k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：48人(法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：565人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.529	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：90.8%	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：32,011,900千円		
うち、地方税7,877,994千円、地方交付税6,616,126千円		
合併特例債発行予定額10,790百万円／同限度額13,620百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業5.5%、第二次産業27.2%、第三次産業67.2%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。(5)：実数値。(6)：2004年度決算統計により試算。(7)：2005本算定により試算。(8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧石狩市	54,567人	14.7%	117.86k m ²	26人	352人	0.63	89.6%
旧厚田村	2,804人	27.2%	292.84k m ²	12人	62人	0.16	84.0%
旧浜益村	2,363人	38.3%	311.16k m ²	12人	53人	0.13	91.1%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<⑤財政状況、④少子高齢化、⑦その他(2村には、石狩市にない農・水産資源や豊富な自然があり、大都市札幌に隣接する市として、新たなまちづくりに展望を持てるため)></p> <p>3市村の財政状況、少子・高齢化の状況から、合併が将来的に避けられないのであれば、国の財政支援がある合併特例法に基づき合併をすることが市民にとって有効と判断。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<②住民の理解、①関係市町村間の合意、③方式></p> <p><最も重視したことの具体的な内容></p> <p>合併協議会は「合併ありき」ではなく、「合併する場合の姿」を作成し、「合併しない場合の姿」との比較検討を住民とともに進め、合併の是非を判断する、とのプロセス。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員></p> <p><合併推進の具体的な活動></p> <p>「合併する・しない」の2つの姿を基に、3市村の首長が合併する意向を表明し、住民投票等において積極的な合併推進活動を実施した。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
特になし	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
特になし	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致、⑫その他（3市村は、明治年間に石狩國として一つであり、鯉、サケなど石狩湾からの恵を共有してきた歴史を持つこと。）	
(4) 合併の端緒	
2000年9月、北海道市町村合併推進要綱が策定され、合併パターンが示される。 2002年1月、合併関係市村による事務レベルの「合併問題研究会」を設置。 同年9月、「合併問題調査研究報告書」が公表。 より専門的な調査を行う必要があるとして、2003年1月、法定協議会を設置。	
(5) 任意の合併協議会（設置しなかった）	
構成メンバー	
運営上の工夫	
(6) 法定協議会（設置期間：2003年1月1日～2005年9月30日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・無
構成メンバー	首長、議員（旧石狩市8名、他各6名）、住民（旧石狩市10名、他各5名）、都道府県職員（北海道石狩支庁地域政策部長）、大学等の研究者、その他（監査委員2名） 計47名
運営上の工夫	協議会では、最初に基本項目のうちの、合併の方式、新市の名称、新事務所の位置を決定しなければ、新市建設計画をはじめ各種の協議に支障を来たすとして、第2回に提案し第3回で確認することができた。 基本となるこれらのことを初期段階で確認でき、常に意識して協議をしてきたことが、最終的な合意に結びついた大きな要因である。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<協議を行ううえでの工夫> 前述の回答と同様、①・③・④を決めなければ実質的な協議が進まない旨を説明し、十分な意見交換を行い、早い段階で確認することができた。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	03年6月 04年6月 03年6月 03年6月 03年9月
合意：	03年7月 04年6月 03年7月 03年7月 03年9月
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>	
	①方式
編入・新設の方式の差は法手続きの違いであり、吸収・対等の差ではなく、編入であっても対等もあり、新設であっても吸収はあり得る。重要なのは方式ではなく、実際の協議において、対等の協議を行うことである旨を2回の協議会で十分説明し、手続き的に又費用的に有利な編入合併に理解を得た。	

<p><基本項目①「合併の方式」の決定理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務的ボリュームの差 ・選挙等の費用の差 	<p>新設 ・ 編入</p>
<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧合併特例法の経過措置期間内である。(2004年度中に申請、2005年度中に合併) ・合併までの準備期間を確保することができる。(合併協議終了：2005年1月) ・新年度予算編成を合併後に行うことができる。 	<p>2005年10月1日合併</p>
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由></p> <p>決定手続： 合併協議会で承認。</p> <p>選定理由： ・石狩市の知名度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな名称を決める場合に施設看板等の整備に要する経費が膨大であること 	<p>公募有 ・ 無</p>
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点></p> <p>市役所及び支所とも、既存施設を活用。建替等の予定なし。</p> <p>新市の事務所を、最南端部に位置する旧石狩市庁舎に決定した理由は、当該庁舎が新市総人口の9割以上が密集する市街地にあることから、庁舎を移動する場合は住民に多大な影響を与えること、また、新庁舎の建築には多額の経費を要し合併効果を大きく減少させると判断したため。</p> <p>(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)</p> <p>新市の支所とした。</p>	<p>既存施設 ・ 新規建設</p>
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)</p> <p>正負ともになし</p>	
<p>(8) 新市建設計画 (計画の対象：全市 or 編入された区域)</p>	
<p>計画の期間： 10ヵ年</p>	
<p>理由 他の合併先進事例、合併特例債の期間が10年であることを考慮</p>	
<p><策定に当たっての工夫></p> <p>合併による効果を新市において最大限発揮し、健全な財政運営を可能とするため、箱物などによる記念事業は実施しないこととし、3市村が合併前に必要と判断していた事業について、合併後に必要か否かの検討を行い、合併協議会において認められた事業を計画に掲載することとした。</p>	
<p><関係市町村間での調整が難航した項目></p> <p>石狩市の公共下水道と厚田村の特定環境保全下水道には、料金、経営状況、繰入金に大きな差があり、特別会計の合併時統合は困難と判断されたことから、当分の間2つの特別会計を持ち個別に運営することとし、将来的な統合に向けての検討を行うこととした。</p>	
<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫></p> <p>合併による効果を新市において最大限発揮し、健全な財政運営を可能とするため、箱物などによる記念事業は実施しないこととし、3市村が合併前に必要と判断していた事業について、合併後に必要か否かの検討を行い、合併協議会において認められた事業を計画に掲載することとした。</p>	

＜新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容＞

石狩市、浜益村が新総合計画の策定期にあり、厚田村は策定まもなくであったことから、厚田村の総合計画について合併後の必要性等を検討し、必要と判断されたものについて、新市建設計画に掲載した。

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2010年度	2014年度
歳入合計	31,002	34,983	29,547	28,931
地方税	7,856(25.3)	7,993(22.8)	8,126(27.5)	8,067(27.9)
地方交付税	7,133(23.0)	6,302(18.0)	6,922(23.4)	7,542(26.1)
歳出合計	30,709	34,983	29,547	28,931
人件費	4,768(15.5)	4,864(13.9)	4,441(15.0)	3,972(13.7)
(参考:一般職員数)	(467人)	(487人)	(446人)	(400人)
公債費	3,764(12.3)	3,417(9.8)	3,518(11.9)	3,132(10.8)
普通建設事業費	2,823(9.2)	4,494(12.8)	2,039(6.9)	1,539(5.3)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等

行っていない。都市計画区域があるのは、旧石狩市のみであったことから問題なし。

(10) 住民への情報提供等

- ・広報誌等の配布（全15号。配布方法：全戸配布）
- ・住民説明会の開催（延べ67回開催、延べ参加人数不明）
- ・HPの開設（2003年2月開設、月1回定期更新、アクセス数不明）

(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施

(名称)：浜益村が石狩市・厚田村と合併することの可否に関する住民投票（浜益村）

(時期)：2004年11月7日

(対象者)：公職選挙法に基づく有権者

(方法)：投票方式・アンケート方式（郵送・訪問）

(名称)：石狩市が厚田村及び浜益村と合併することの賛否を問う住民投票（石狩市）

(時期)：2005年1月16日

(対象者)：公職選挙法に基づく有権者

(方法)：投票方式・アンケート方式（郵送・訪問）

(12) 都道府県からの支援

財政支援：2003年度北海道地域政策補助金 12,700千円

2004年度北海道地域政策補助金 9,700千円

人的支援：北海道職員1名の派遣

(13) 外部コンサルタントへの委託：有・無

委託費 38,343千円

委託内容 合併協議運営支援業務
(例規整備業務、新市建設計画策定業務、事務事業一元化業務、ホームページ作成業務、会議録作成業務、協議会ニュース作成業務)

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数 人)・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例 (在任期間 1 年 7 ヶ月))・無
その理由	<ul style="list-style-type: none"> 合併協議において、「合併後調整する」や「合併後再編する」などとした事務事業の調整に議員全員で臨むことが必要。 合併直後の住民の不安などを解消すべく、議員全員が在任し、意見反映に取り組むことが必要。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2008 年 7 月 19 日まで特例措置を適用)・無
その理由	各地域の農地の情報など知識を有する者が不在とならないよう配慮が必要であるため、在任特例を適用。
(3) 三役	
旧石狩市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。
旧厚田村	村長は退職、助役は新市の区長。収入役は不在。
旧浜益村	村長は退職、助役は新市の区長。収入役は不在。
(4) 一般職	
定員管理	<新規採用の抑制>2014 年度までは新規採用の抑制を行う。
給与の調整	<給与の再調整・再計算>石狩市の制度で採用から再計算。超過者は延伸
役職の調整	編入した旧 2 村においては、課長補佐・主幹職等の格付けがあったが、新市には同職がないため、一律「主査職」への格付けを行った。
(5) 組織・機構の整備方法	
合併と同時に、部・課とも完全に統合	
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法	
旧石狩市	出張所 2 箇所は、引き続き出張所として設置している。
旧厚田村	該当施設なし
旧浜益村	該当施設なし
(7) 地域審議会等	
設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> (旧厚田村と旧浜益村に設置)・無
その理由	地域審議会、地域自治区、合併特例区、設置しない、の 4 つを合併協議会の小委員会で協議した結果、地域自治区が住民自治を推進し地域づくりを行ううえで、最良の方式であると確認。しかし、地方自治法による全市への設置は調整に時間を要することから、旧合併特例法を適用し、編入する 2 村区域において先行設置することとした。
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法	
該当なし。	
(9) 上下水道使用料 (調整方針: 上水道 経過措置を講じ編入する石狩市に統一する 下水道 当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)	
上水道料金	合併前は、旧石狩市が水道事業、旧厚田村と旧浜益村が簡易水道事業であったため、まず合併時に旧 2 村の簡易水道事業を統合。概ね 5 年後に会計も併せ水道事業に一本化する。料金は、段階調整を経て概ね 5 年後に統一する。

下水道料金	合併前は、旧石狩市が公共下水道事業、旧厚田村が特定環境保全公共下水道事業、旧浜益村が未実施であった。旧厚田村の事業は、少人数地域の生活環境の充実を図ることが主な目的であるため、独立採算は困難であり、企業会計化を目指す旧石狩市の事業とは統一することができず、合併後も各会計において、健全な事業運営に努めることとした。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：概ね編入する旧石狩市に統一する）		
例外措置	合併前 2 村において使用料が無料であった施設は、石狩市に合わせることによって本来合併時から有料となるが、経過措置として合併年度は従前のおりとした。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：編入する旧石狩市に統一する）		
賦課徴収方法	旧石狩市 保険税方式 旧厚田村 保険税方式 旧浜益村 保険税方式	2005 年 10 月 1 日から保険税方式（調整なし）。
所得割	旧石狩市 10.05% 旧厚田村 7.50% 旧浜益村 9.50%	旧合併特例法の不均一課税を適用し、段階調整を経て、2009 年度に旧石狩市の所得割に統一する。
資産割	旧石狩市 なし 旧厚田村 50.00% 旧浜益村 70.00%	旧合併特例法の不均一課税を適用し、段階調整を経て、2009 年度に資産割を廃止する。
均等割	旧石狩市 25,400 円 旧厚田村 23,000 円 旧浜益村 25,000 円	旧合併特例法の不均一課税を適用し、段階調整を経て、2009 年度に旧石狩市の均等割に統一する。
平等割	旧石狩市 37,100 円 旧厚田村 23,000 円 旧浜益村 26,000 円	旧合併特例法の不均一課税を適用し、段階調整を経て、2009 年度に旧石狩市の平等割に統一する。
(12) 介護保険事業（調整方針：合併年度は各自治体従前のおりとし、2006 年度から始まる第 3 期事業計画から統一し実施する）		
第 1 号被保険者の月額基準保険料	旧石狩市 3,800 円 旧厚田村 4,742 円 旧浜益村 3,759 円	合併年度は各自治体従前のおりとし、2006 年度から始まる第 3 期事業計画から統一し実施する。
(13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）		
整備方法	旧石狩市のシステムに統合。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
変更した場合、その内容と理由	編入する 2 村に地域自治区を置き、石狩市厚田区、浜益区となることに伴い、それに続く大字、小字を住民の意見をもとに合併時に変更した。	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：5,600百万円/10年間（うち人件費削減額4,600百万円）	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（2007年度からを計画期間とする総合計画の策定作業中）
総合計画	策定作業中（2007年度からを計画期間とする総合計画の策定作業中）
(3) 合併による効果	
<p><⑤行財政の効率化></p> <p>三位一体改革による交付税の激減、景気低迷による税収の減により、3市村の財政状況は大変厳しく、基金もほぼ底を着く状態にあったことから、合併による行財政の効率化は財政健全化に向けて大きな効果があると考えている。</p>	
<p><②サービスの高度化・多様化></p> <p>石狩市の住民サービスに比べ2村の水準が概ね低い状況にあることから、2村の住民にとっては、合併による住民サービスの向上が図られた結果となっている。</p>	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開></p> <p>石狩市は石狩湾新港を有し、都市機能を有しており、2村は豊かな自然と豊富な農水産資源を有していることから、大消費地札幌市に隣接する地の利を活かし、観光や食を始めとする多様なビジネスチャンスが期待できること。また、産業面の振興ばかりではなく、都市と自然のバランスの取れた市民生活に潤いと安らぎのあるまちづくりの推進が可能となったこと。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><②中心部と周辺部の格差が増大する、③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる、①役場が遠くなり不便になる></p> <p>できるだけ格差が生じないように地域自治区を設置し、その事務所として地域住民の声が行政に反映されるよう総合的な支所を置くこととした。また、地域自治区に置かれる地域協議会によって、地域の特色を活かしたまちづくりを推進するため、各地域自治区に合併特例債による基金1億円を設け活用できる仕組みとしている。</p>	
(5) 残された課題	
特になし。	